

浜松市条例第3号

浜松市歯科口腔保健推進条例の一部を改正する条例

浜松市歯科口腔保健推進条例（平成26年浜松市条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(施策の実施)</p> <p>第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発</p> <p>(2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨</p> <p>(3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）その他の歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の推進</p> <p>(4) <u>乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における</u>歯科疾患の予防対策</p> <p>(5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防のための措置</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 災害時における応急的な歯科医療の提供等に関し必要な施策</p> | <p>(施策の実施)</p> <p>第9条 市は、市民の<u>生涯を通じた継続的で切れ目のない</u>歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 歯科口腔保健に関する知識及び<u>適切な食べ方の習得</u>その他歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発</p> <p>(2) 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること<u>又は歯科医療を受けること</u>の勧奨</p> <p>(3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯科口腔保健を推進するための運動をいう。）その他の歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動<u>及びオーラルフレイル予防（歯と口腔の様々な機能の軽微な衰えを予防することをいう。）</u>の推進</p> <p>(4) <u>ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。）</u>を踏まえた歯科疾患の予防対策</p> <p>(5) 個別的に又は公衆衛生の見地から行う科学的根拠に基づいた歯科疾患の効果的な予防<u>及び社会経済的要因による歯と口腔に関する健康格差の縮小</u>のための措置</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 災害時における<u>口腔ケアによる歯と口腔の健康の保持</u>、応急的な歯科医療の提供</p> |

| | |
|-------------|--------------------------|
| (8)・(9) (略) | 等に関し必要な施策 (8)・(9) (略) |
|-------------|--------------------------|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(あらし)

この条例は、歯科口腔保健を取り巻く状況の変化を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律の規定に基づいて定める歯科口腔保健の推進に関する基本的事項が改定されたことに伴い、実施する施策を改めるものです。